

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第729号

2015年(平成27年)4月9日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について
(答申)

2015年(平成27年)3月31日付けで諮問(第729号)された個人の市民税及び県民税の賦課に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

東京税関調査部統括審理官より、関税法第119条第2項の規定により、犯則事件の調査に必要があるため、調査関係事項照会書により、市民税課で保有する個人の所得に関する課税情報について照会がなされた。

根拠法令となる、関税法第119条第2項は、「税関職員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる」と規定されており、目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、関税法第119条第2項に基づき、個人の所得に関する課税情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。なお、昭和62年9月に横浜税関については回答してよいとの承認を得ている。(藤沢市個人情報の保護に関する条例制定時)

(2) 課税台帳等情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

氏名・住所・生年月日及び平成25年度分と平成26年度分の以下の情報
勤務先，勤務先住所，勤務先電話番号，所得種及び所得金額，就職，退職年

月日

イ 目的外に提供する相手方

東京税関調査部統括審理官

ウ 目的外提供の根拠規定

関税法第119条第2項

(3) 目的外提供に対する実施機関の考え

ア 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、関税法第119条第2項に基づくものである。

関税法第119条第2項は「税関職員は犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した東京税関調査部統括審理官によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また、調査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

イ 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について東京税関調査部統括審理官に聞き取りしたところ、「薬物密輸入案件の嫌疑者であり、対象者の所得の申告内容及び勤務先等を照会することにより、サラリーマンのような経常的な仕事に就いているのか、そうであれば勤務先がどのような会社であるか、お金の流れが正規のものであるのかあるいは薬物関係の収入であるかなどを調査する必要がある。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(4) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、犯則事件の調査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを実施機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(5) 提出書類

- ア 資料1 調査関係事項照会書
- イ 資料2 関税法第119条第2項
- ウ 資料3 回答かがみ(案)
- エ 資料4 - 1・4 - 2 回答別紙1~2(案)
- オ 資料5 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した東京税関調査部統括審理官によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「薬物密輸入案件の嫌疑者であり、対象者の所得の申告内容及び勤務先等を照会することにより、サラリーマンのような経常的な仕事に就いているのか、そうであれば勤務先がどのような会社であるか、お金の流れが正規のものであるのかあるいは薬物関係の収入であるかなどを、調査する必要がある。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、個人の市民税及び県民税の賦課に係る個人情報であり他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の目的外提供は、犯則事件の調査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを東京税関調査部統括審理官に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上